

国民年金からのお知らせ

令和5年7月1日発行

保険医療助成課

☎229-3162 FAX 229-5001

令和5年度の国民年金保険料

令和5年4月～令和6年3月の国民年金保険料(以下「保険料」)は、月額1万6,520円です。

支払い方法は、納付書払いのほか、申し込みをすることで口座振替やクレジットカード納付にすることもできます。なお、納付書を使用したスマートフォンアプリでの電子決済も可能です。

前納により、下表のとおり保険料の割引があります。なお、申込期限がありますので、詳しくは保険医療助成課または津年金事務所(☎228-9112)にお問い合わせください。

令和5年度の場合 ※令和6年度の保険料は月額1万6,980円

	納付書払い・ クレジットカード納付	口座振替
毎月納付額	1万6,520円	1万6,520円
6カ月前納額	9万8,310円 (810円の割引)	9万7,990円 (1,130円の割引)
1年前納額	19万4,720円 (3,520円の割引)	19万4,090円 (4,150円の割引)
2年前納額	38万7,170円 (14,830円の割引)	38万5,900円 (16,100円の割引)

保険料の免除・納付猶予申請

学生、失業、災害、所得が少ないなどで、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、所得の基準を満たせば保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。なお、産前産後期間は、届出により所得に関わらず保険料が免除されます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなくなったりする場合があります。

免除などの種類

免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

産前産後期間免除(平成31年2月以降の出産が対象)

妊産婦で出産予定日の前月から4カ月間(多胎の場合は3カ月前から6カ月間) ※所得制限なし

免除などの所得の基準(令和3年度以降)

所得の基準は、次表のとおりです。

区 分	所得の基準 (前年所得が下の計算式で計算した金額の範囲内)
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円 障がい者、寡婦およびひとり親の場合は上記金額または135万円
一部免除	3/4免除 88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除 128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除 168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
学生納付特例	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
産前産後期間免除	所得制限なし

災害や失業等を理由とした特例免除

前年所得が多い場合でも所得に関わらず災害や失業等のあった月の前月から免除が受けられます。ただし、世帯主や配偶者が所得基準を満たしているか、失業等の特例に該当している必要があります。

免除などの申請手続き

- 申請時点の2年1カ月前の期間まで申請できます(産前産後期間免除に申請期限はありません)。
- 申請可能期間内に50歳に到達する時は、50歳到達月の前月までが納付猶予の対象期間です。
- 災害や失業などによる特例免除の対象期間は、その該当月の前月から翌々年の6月までです。

持参するもの

- マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書(年金手帳)
- ※失業を理由とする申請の場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し
- ※学生納付特例申請の場合は、在学証明書の原本または学生証の写し(在学期間が裏面に記載されている場合は両面の写し)
- ※産前産後期間免除該当届の場合は、出産予定日の分かるもの

申請先 保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)または津年金事務所(☎228-9112)